

芦屋大学論叢 第77号
(令和4年8月8日)抜刷

戦前昭和期徳島県松茂村における実業補習学校改革
による「公民学校」設置に関する一考察（1）

—三木正三郎の村政改革と「農村中等学校」構想—

三 羽 光 彦

戦前昭和期徳島県松茂村における実業補習学校改革による 「公民学校」設置に関する一考察(1)

—三木正三郎の村政改革と「農村中等学校」構想—

さん ば
三 羽 光 彦

芦屋大学臨床教育学部特任教授

はじめに

和田傳^{つとう}(1900年-1985年)は、満州分村移民をテーマにした『大日向村』(1939年)で有名になった農民文学者であった。その和田が戦時中の農村を描いた小説風ルポルタージュに『日本の村長』(1943)^{そん}という作品がある¹⁾。出版社(鶴書房)から徳島県板野郡松茂村の村長・三木正三郎をモデルにして、戦時農村を描くことを依頼されて書いたものである。当寺、三木村長はこの作品によって全国的に名村長として有名になった。

三木が初めて村長に就任したのは1924(大正13)年であった。東京高等商業学校卒業後、アメリカに留学し、帰国後大阪高等商業学校教諭を経て実業家として活躍していた三木が、郷里の求めに応じて松茂村の村政を担ったのであった²⁾。三木は「村報」の創刊や道路・医療施設などの社会基盤整備を行い村政の刷新を実行したが、教育面での貢献が特に注目される。高等小学校の授業料全廃、実業補習学校や幼稚園などの創設等により、教育全般の充実を図ったが、なかでも松茂公民学校と済美女学校という形で男女の実業補習学校を改革し、農村青年教育を充実し地域後継者の養成に力を入れたことは特筆される。「中堅人物を養成」する村独自の中等教育程度の教育制度を計画したのであった。三木村長の片腕であった西野惣吉公民学校校長は、これを「一種の農村中等学校」とすると言明している。これはまさに地域に根ざす下からの中等教育創造の試みであり、この動きは教育史的にも特筆されるものである。

本稿では、松茂村におけるこのような三木正三郎の村政改革との関係で、松茂公民学校と済美女学校の設置について、その実状と改革経緯を明らかにして、さらにその教育史的意義を考察することとする。管見の限り、この松茂村の戦前期の教育改革に関しては、近代日本教育史の流れに即してその意義を考察した研究はいまだ見あたらないようである。三木正三郎とその村政改革についても、日本近代史研究において重要な研究素材であるとみられるが、それを学術的に位置づけた考察は見当たらない。

なおこの論文は、2020年度学術振興会科学研究費補助金「近代日本における実業補習学校と地域社会に関する調査研究」(基盤研究C・代表者:三羽光彦)の調査研究成果の一部である。

1. 松茂村と三木正三郎の村政改革

(1) 松茂村

松茂村^{まつしげそん}、すなわち現在の松茂町は徳島県の東北部にあり、徳島・鳴門両市に挟まれ東を紀伊水道に面する小地域である。町の中央を旧吉野川が蛇行し肥沃なデルタ上にあり、江戸時代以降干拓によって新田開発がなされた。また、村内の三木與三郎家や與吉郎家(三木正三郎の生家)は、幕藩時代に藍の販売に携わり、

阿波藩の財務に関与して巨富を築いた。三木與吉郎（三木商店）は、明治以降北海道の海産物を扱うことで発展し、その後、歴代の三木與吉郎家は、三木商店のみならず阿波製紙、阿波商業銀行、徳島バスなどを経営し、徳島財界の中核を占めた。また、13代與吉郎は、戦前には衆議院議員、戦後は参議院議員として、長らく徳島県の保守政界の重鎮としての地位にあった³⁾。

この地は、1889（明治22）年10月1日に町村制を施行し、中喜来浦、長岸村、広島浦、 笹木野村、豊中新田、豊岡新田、長原浦、住吉新田、満穂新田、豊久新田の10地区（農村は「村」、漁村は「浦」と称した）をあわせて松茂村となつた。1961（昭和36）年8月1日には町制を施行したが、村がそのまま町になつたので130年間にわたり同じ区域を維持している珍しい自治体である。同様の自治体は徳島県内に他に3町村（板野郡北島町、海部郡牟岐町、名東郡佐那河内村）あるのみである⁴⁾。現在の大字は、中喜来、長岸、広島、 笹木野、豊中、豊岡、長原、住吉、満穂、豊久の10地区で、百数十年來その構成には変化がない。

主要産業は農業で、一貫して米作を中心であるが、江戸期から明治期にかけては藍、明治期からは桑の栽培が盛んで、現在は薩摩芋、蓮根、梨、大根などの産地としても有名となっている。また、海岸部では漁業も行われ、ちりめんじやこや海苔の生産で知られる。近年は町内の工業団地などに多数の大工場が進出し工業都市としての様相も呈している⁵⁾。

なお、現代の松茂町で特筆すべきは空港の存在である。1942（昭和17）年4月開設の徳島海軍航空基地を前身とする徳島空港は徳島の空の玄関となっており、町内にある高速バスター・ミナルは、関西地方と徳島県を結ぶ県内交通の要衝となっている。ただし町域は狭く東西5.5km・南北6.5km、面積24km²である。人口は2020（令和2）年現在、14,583人である⁶⁾。住民の多くは、徳島市や鳴門市に通勤、通学している。ちなみに本論文が対象とする時期の人口、たとえば、1924（大正13）年は、5,488人となっている⁷⁾。

（2）三木正三郎

前述したように、松茂村が全国的に有名になったのは、1943（昭和18）年に東京の鶴書房が発行した和田傳の『日本の村長』によってであった。同村では国策に従い生産手段の共同化を進め、1942（昭和17）年4月、村長を農場長として村内を一大農場とする「食糧増産報國農場」の制度を実施した。その施策に注目した徳島県出身の鶴書房の社長である田中慣行が、当時農民作家として人気のあった和田に取材させたのであった。和田が三木村長のリーダーシップを軸に創作もまじえて小説仕立てにしたもので、この本は時節柄文部省推薦図書となった。ルポルタージュを基礎にしながらも、国策にしたがって書かれたノンフェクション作品であった⁸⁾。

三木正三郎（1876-1945）は、松茂村初代村長・三木六三郎（1857-1938）の長男として1876（明治9）年12月8日、板野郡中喜来浦村（現・松茂町中喜来）に生まれた。父の六三郎は現・鳴門市の田淵家より三木光治（9代目三木與吉郎）の二女と結婚し婿養子に入った。彼は、地主として農業経営を進める傍ら、株式会社阿波商業銀行の設立に関わり、1897（明治30）年4月、補欠選挙により取締役に選出され常務取締役に就任した。以後1934（昭和9）年7月まで、阿波商業銀行常務取締役としてその経営を指揮した⁹⁾。また若くして、その才能を見込まれて初代松茂村長に推された¹⁰⁾。

三木正三郎は1876（明治9）年、その六三郎の長男として三木光治の二女ミツとの間に生まれた。1898（明治31）年7月、東京高等商業学校専攻科（領事科専攻）を卒業後、すぐに米国コロンビア大学に留学し、4年後に卒業して帰国、1903（明治36）年5月、大阪市立大阪高等商業学校（1901（明治34年）に商業学校から昇格）の嘱託となり、1904年（明治37）年3月には同校教諭になり、1906（明治39）年まで勤めた。1907（明治40）年には、日本最大のビール会社大日本麦酒株式会社を創設し「東洋のビール王」と呼ばれた

馬越恭平の求めに応じて同社の経営にかかわったが、1918（大正7）年からは、父の求めにより北海道小樽市に移住し鰯漁の経営を進めた。鰯粕は肥料として日本の農業を大きく支えていた時代であった。しかし、1910年代には鰯漁の漁獲量は激減し、三木家は鰯漁経営から手を引くことになり、正三郎は1921（大正10）年に帰村した。

帰郷した正三郎は、長期にわたって空席であった村長候補として嘱望され、1924（大正13）年1月、村委会の推薦で村長に就任することになった。正三郎47歳の年であった。松茂村は、長い間旧村集落間の感情的対立が激しく、村政が安定せず村治の困難な村として有名であった。しかし、正三郎は、以来1945（昭和20）年2月病氣で辞任するまで21年余にわたって無報酬で村長を勤め、名村長としての誉れが高かった。また、1935（昭和10）年から死去するまで阿波商業銀行取締役を勤めている。正三郎が死去したのは1945年7月31日、73歳であった。終戦を待たずに療養先の徳島県麻植郡西尾村（現・吉野川市）で他界した。なお、彼は敬虔なクリスチヤンであったと伝えられている¹¹⁾。

正三郎には二人の弟がいた。次男の寛治と泰治である。寛治は東京帝国大学法学部を卒業して、時の蔵相若槻礼二郎の斡旋で台湾銀行に入社し、その後、阿波商業銀行に移り、常務取締役、副頭取から、1949（昭和23）年に頭取となっている。泰治は実姉の黒上家を継ぎ、東京帝国大学農学部を卒業後、各県の農事試験場に勤務した後、千葉高等園芸学校（千葉大学園芸学部の前身）教授となり、次いで宇都宮・香川の各農林専門学校長を経て、戦後は香川大学農学部長となった。果樹園芸学の権威で、香川大学退職後は徳島女子大学学長に就任した¹²⁾。三木正三郎のネットワークは県内外に広く形成されていたのであった。

（3）三木の村政改革と『松茂村報』

1889（明治22）年10月、10か村の合併により誕生した松茂村は、合併後も旧村意識が強く残り、利害対立に明け暮れていた。この地域対立は30年以上も続き、ついには1919（大正8）年9月から4年4か月間、村長のなり手のない事態に陥っていた。そこに起用されたのが、初代村長の長男で、家柄も学識も申し分のない帰郷したばかりの三木正三郎であった。

三木正三郎が村長に就任するとすぐ行ったことは、村長みずから執筆・編集した「村報」を出すことであった。1924（大正13）年3月、就任早々『松茂村報』は発刊された。これは今日いうところの広報紙で、村政の方針を村民に周知させ、その理解と協力を得ることを目指し、それを通じて村民融和を実現しようとしたのであった。しかし特徴的なことは、三木村長自らの所信を積極的に述べ、随所で村長みずからの政治信条を明言しているところであった。

たとえば第1号の巻頭では、「村民各位」と題して、三木村長が自らの言葉で「小異を捨てゝ大同に就き」「和衷協同一村の幸福を増進すること」に向かうべきことを求めている。

「（前略）私は常に村治の大要を村民各位に御知らせして後了解の下に村政を料理したいと思つてゐます此点より私は従来の掲示ばかりではなく物足らぬことを感じまして此一紙を編した次第であります幸に諸君に於て本紙を便利だと思はすれば二三箇月毎に一回発刊したいと存じます。本村は十個村の集合体ですから村治上各村に同様の満足を与える得られないのは当然と存じます従て私は諸君が小異を捨てゝ大同に就き各自身を私の立場に置いて判断せられ和衷協同一村の幸福を増進することに努力せられんことを切望いたします（後略）」¹³⁾

日本では幕藩時代に、村は生産や貢納などの基礎的な共同体とされ、その共同体意識が明治の町村制施行以後も強固に残存していた。明治以降、町村制に基づき自治体が新たに成立したが、そこでは旧村の住民意識が根強く残り、新しい村の一体感を阻害する場合がしばしば見られた。日露戦争後に、政府が地方改良運

動を叫んだのは、そうした古い共同体意識をなくし、新村への住民統合をはからうとする問題意識からであった。それは、近代化と国家的統合のためには、下からの地域の基礎固めが課題と考えられたからであった。こうした全国的に見ればすでに日露戦争後に課題として浮上していたことが、松茂村では1920年代に至つてようやく強く認識され、その速やかな解決が模索されたといえるのである。

そこで、三木正三郎がとった手法が「村報」の発行であった。松茂村における旧村間の対立に対して、その融和を図るため、村政への理解と協力を広く住民から得るという方策をとったのである。村民の融和を培うために「村報」が活用されたのであった。旧村の有力者間の根回しをするといった方法ではなく、村政の報告を広く公開し、それに対する理解と協力を得ようという、いわばオープンで公正な民主的方法で改革しようとしたのであった。

『松茂村報』をみると、村報は1924(大正13)年3月から1941(昭和16)年9月まで137号が発行され、村政の概要だけでなく村民の生活や学校の実態、さまざまな村内行事など村民の身近な内容についても詳しく記されている。こうした先進的・民主的な村報手法については、松茂村の地元では、「アメリカ留学」の経験により身に付けたもので、「アメリカの地方行政をモデルにしたのではないか」¹⁴⁾といわれている。

2. 三木村長の教育施策

(1) 教育施策の重視

三木村長は松茂村政のなかで、ことのほか教育と道路建設を重視している。特に、教育については就任早々、小学校高等科の授業料の廃止、優秀な教員の招聘、校舎建築などに熱心に取り組んでいる。教育に関して、村報に掲載された就任挨拶文で以下のように述べている。

「(前略) 私の考では自治体の本義は教育の振興と道路の改善にあると信じます之を実際について見るも村費の六割余は教育費であります従つて就任以来親しく村内各校を視察し十三年度以降に於て村会の意見を徵し漸次外観の完整と内容の充実に対する方法を講じたいと存じ先ず高等科授業料を全廃するの同意を得ました松茂校の一部改築は既に議決を得て居ります分だけを更めて追加予算として本月末村会に提出する積であります唯内容の充実は私の力一つでは其目的を達せられません特に教員の配当は全然郡長の権限にあります従て郡長並に郡視学を訪ふて事情を懇へ又特に書を裁し其同情を求め尚ほ吏員の郡衙に至る序次懇請することに致して居ります私は神が私の切なる祈りに応へて一千の児童を恵み給ふべきを確信し決して努力を惜まぬ覚悟であります(後略)」¹⁵⁾

さらに、三木村長は『松茂村報』の第3号(1924年6月)を「教育号」として、松茂・喜来・長原の3小学校の校長や教員に各自の教育方針を書かせている。そして、そのあとがきで、自らの信念である「宗教々育の必要」を短く論じ、宗教心が教育の柱として必要なことを述べている。なお宗教については、『松茂村報』第6号(1924年12月)で特集を組んでいる。そこでは、宗教を信仰の問題としてだけ捉えるのではなく、仕事や生活の問題として捉え、勤勉や勤儉節約、農村経済の「難局打開」のための精神的基礎として位置づけている。

そこで、正三郎は「経済の背後に政治あり政治の背後に社会あり社会の背後に道徳あり道徳の背後に宗教あり宗教は始めにして経済は終りなり宗教の結果は竟に経済に於いて顕はる」¹⁶⁾という内村鑑三の言葉(1904(明治37)年4月21日『聖書之研究』51号の無署名記事)を引用して、第一次大戦後の戦後不況から震災恐慌へと経済不況が慢性化し、小作争議も頻発する社会経済状況を開拓するため、「難局打開の道は

勤儉あるのみ」との見解を示している。宗教心を涵養することを通して勤儉の実行を図ろうとしたのであった。これを見ると、どうやら三木正三郎の道徳観・教育観の基礎にはいわゆるプロテスタンティズムの思想があつたようである。

三木正三郎が村長として最初に取り組んだ施策、たとえばここでは1925(大正14)年度前半までの1年半について見ると、信用組合の設立、伝染病予防施策(予防注射の奨励など)のほかは教育関係が多い。村長自らが同年8月に振り返って列挙しているものは、「高等小学校授業料の免除」「正教員平均給の増額」「教員小使年末賞与の増額」「松茂校新校舎の増築及旧校舎修繕」「松茂及長原校教員住宅の設定」「農業専科教員一名増員」「松茂校教員一名増員」「長原及喜来校に通俗図書館の設置」「学習指導費の新設」「青年補習教育会の設立」¹⁷⁾であった。ここでは、特に青年補習教育会について見ておきたい。

(2) 青年補習教育会

1925年2月、三木村長は村会に「大正十四年度予算案」¹⁸⁾を提出したが、そこに500円の「青年補習教育補助金」が含まれていた。1923(大正12)年に松茂・喜来・長原の各小学校に女子実業補習学校を付設し主に裁縫を教えていたが、男子の青年教育が欠けていた。そこで、高等小学校修了者に、修業年限1年で、毎週土曜日(1週1日)に、国語、軍事教育、歴史、農業、通俗講話を教授する青年補習教育を実施することとしたのであった。

ただ、その程度の時間と内容では実業補習学校規程に準拠することができなかつたので、この時は、在郷軍人会の松茂村分会と同村青年団による「連合管掌」の事業として、それを実施している。その中の「松茂青年補習会」の趣旨について、三木村長は『松茂村報』第7号(1925年3月)で、まず宗教教育不在による德育の欠如を指摘することから説き始め、以下のように述べている。

「申す迄もなく我国教育の目的は知徳の並進を計り健全なる日本国民善良なる日本公民を養成するにあります而かも之が為には今日の学校教育以外に宗教々育と家庭教育の必要があることは私が夙に村報誌上に述べた處であります救世軍のブース大将は嘗て『神なき教育は知識ある罪人を作る』と申しました今日我国の深憂とする浮華放縱の習や軽佻詭激の風が德育に欠くる結果たるは国民精神作興に関する詔書を拝読しても頗る明瞭でありますと同時に我国今日の学校教育が此欠陥を充たすに足るの教育を施すに不完全なるを立証するものではないでしょうか。」¹⁹⁾

そして続けて、農村の青年教育には、知育より德育が重要なことを論じている。

「従て私は高等小学校卒業の青年に今一段の訓練を与へて社会へ送る必要があらうと思ひます而してこれは知育の上よりも德育の上に於てです若し夫れ知育を受けんと欲せば中等学校があります唯德育の点に於ては上級の学校に進めば進む程不完全を痛感します夫で私は我村補習教育は重きを德育に置かなければならぬと信ずるのであります。」²⁰⁾

中等教育における德育の不十分さを指摘した上で、青年補習会では德育を重視すべきという持論を展開しているのである。それではその德育はどのような内容が考えられているのであろうか。先に述べたように、教育内容は、「毎週土曜日(1週1日)、国語、軍事教育、日本歴史、農業、通俗講話」であったが、三木は、「軍事教育を以て肉的方面より歴史と宗教とを以て靈的方面より青年の品性を陶冶し内外相待て德育の目的を達したい」と述べている。内面的德育の教育内容として歴史と宗教に注目しているのである。なお、通俗講話は村民各階層の聴講を期待すること、漁村である長原地域では「水産及び航海に関する講習会」を開くこと、「通俗図書館」²¹⁾の施設を拡充することなども関連して述べられている。農村青年の徳性の陶冶を地域独自の在り方で進めることを模索していたといえよう。

(3) 「幼稚園」の構想

三木村長は、青年教育とともに幼児教育の充実の必要性も認識していた。1926(大正15)年度の予算編成に際して、松茂尋常高等小学校本校、同豊久分教場、長原尋常小学校、喜来尋常小学校の4校に「幼稚園」を併設する計画を示し、同年にはまず喜来小学校への併設を提案している。ところが、そのための予算捻出もあって、喜来小学校と長原小学校に併設されていた女子実業補習学校は廃止することとしている²²⁾。

幼稚園については、ちょうど1926(大正15)年4月に幼稚園令が定められ、全国的に幼児教育の必要性やその整備が叫ばれるようになっており、徳島市はこれを機に私立の幼稚園を公立に移管するなどして、全国的に見ても幼稚園の先進地となっていた。その隣の松茂村も、三木村長のもと幼稚園の設置を計画し、1926年度に喜来尋常小学校、1927(昭和2)年度に長原尋常小学校および松茂尋常高等小学校、同豊久分教場のすべての小学校に、授業料無償の「幼稚園」を併設したのである。

村当局は当初は名称を「幼稚園」としていたが、後に「託児所」と呼んでいる。県当局からは託児所としてしか認可されなかつたからである。徳島県教育会編『徳島県教育沿革史・続編』は、「また、この間に(中略)北島北幼稚園が託児所に転身し、川内南幼稚園が廃園し、あるいは現在の板野郡喜来・松茂の両園が幼稚園として発足せず、保育所や託児所として開設せられている事は、当時の幼稚園経営の困難性や、また幼稚園設置の諸要素の伴い難かつた事を物語る」²³⁾と記している。幼稚園令では保姆資格を有する保姆を置くことが規定されていたが、松茂村の4か所の「幼稚園」は小学校教員または代用教員各1名が幼児の保育を担当している²⁴⁾。保姆資格を有する者の採用が困難であったためと考えられる。

(4) 村の将来構想と中等程度の教育の普及

三木村政が画期的な意義を持つのは、教育施策だけでなく、困難な中で自作農創設事業を成し遂げたことであった。明治期以降、松茂村にも、永小作権(古くからの経緯を理由に子々孫々に至るまで永久に小作耕作を認める権利)の確認を求める小作と、それを嫌う地主との間に紛争が頻発した。三木は1924(大正13)年11月、徳島地方裁判所より小作調停委員を嘱託され、このような紛争の調停に奔走した。そうした中で、三木は、この問題を一挙に解決するため、自作農創設のための諸施策を実施するに至った。国は、1922(大正11)年に小作農の土地購入資金を簡易保険積立金から長期低利で融資する政策を開始し、1926(大正15)年には「自作農創設維持補助規則」を定め、小作農の自作農化、自作地放棄防止の政策を推進している。これは農地改革の前史ともいいくべき国策であったが、三木は村長としてリーダーシップを発揮して、松茂村独自の施策を実施した。

具体的には、「自作農奨励資金貸付規程」(1926年10月26日)を定め、小作人の土地購入費の資金を村債(償還まで25年間)として借り入れ、それを小作人に貸し与え小作の自作農化を促したのであった²⁵⁾。いわば村民の格差是正に本質的な施策を講じたのであった。ただ他方で、自作農となるために土地を購入した農民は購入費の借金を返済しなければならず、そのための儉約生活をしいられることにもなった。実は当時、三木村長が勤儉節約を叫んだ背景にはそうした松茂村の事情があったのである。しかし三木村長はその政策を長い目で見ていた。自作農創設制度を整備し終わった1926(大正15)年12月には、「二十五年後に於ける本村は此巨額の債務償還に依て約百町歩の完全なる自作農創設を見ることが出来ます」²⁶⁾と述べ、未来への明るい展望を語っている。そうしたなかで将来の施策としては、公衆衛生、教育、道路建設を重点的に進めると述べている。

教育面では、「本村教育の理想は村民の教育を中等教育程度まで引上げんとするにあります」²⁷⁾と明言し、幼稚園(1年)・小学校・尋常(6年)・高等(2年)・農業補習学校・本科(3年)・研究科(3年)という一連

の学校体系を提示し、「一日も早く此計画を実現し我等の後継者をして一人も残らず此課程を修めしめ二十五年後の中堅人物を養成したい」²⁸⁾ とその理想を語っている。地主小作制度の解消、医療・衛生の改善、道路など社会資本の充実を目指しながら、そうした村の将来の理想を実現する「中堅人物を養成」すること、そのための村独自の教育制度を構想したのであった。

3. 公民学校・済美女学校の発足—「農村中等学校」構想

(1) 農業補習学校の設置と西野惣吉の招聘

三木村長は、その理想とする青年教育を実現するため、前述したように、まず、喜来小学校と長原小学校に併設していた女子実業補習学校2校を廃止して松茂女子実業補習学校に統合した。そして、同時に松茂女子実業補習学校は男子も対象とし松茂農業補習学校と改称し、専任校長をおいて小学校から独立させた。すなわち村内に男女課程併設の実業補習学校を単独で1校設置したのであった。1926（大正15）年4月のことであった。同校では、女子は従来の教育を継承し、男子は青年補習会の生徒を編入し、修業年限3年で毎週2日授業することとした。また教育を充実させるため西野惣吉（教諭兼校長・月俸80円）、岩野武二郎（助教諭・月俸45円）の専任教員2人を招聘し、ほか兼務助教諭男性3人を加配した²⁹⁾。

西野惣吉は徳島県立板西農蚕学校の教諭（教頭）で、徳島県教育界では青年教育に熱心な教師として知られていた。三木村長は、西野の農村青年教育の思想と実践に共感し、また西野も三木の教育構想に期待を寄せた。その結果、県立中等学校の教頭として重要な地位にあった西野を、村立実業補習学校校長へ迎えることが実現したのであった。普通ではあり得ない人事であったが、『松茂町誌』には、「三木村長と肝胆相照らし、徳島県立板西農蚕学校より来任、公民・済美両校長として三木村長を助け、全村学校教育を推進し、全国に理想郷松茂の名をとどろかした」³⁰⁾ と記されている。西野は三木村長より1歳年下で、松茂着任時は49歳であった。三木と西野はほぼ同年齢の良き理解者であったといえよう。西野は1943（昭和18）年3月31日まで16年10か月にわたり、70歳になるまで村立実業補習学校、すなわち松茂公民学校・松茂済美女学校の校長として勤務した。高齢になるまで、徳島市の自宅から松茂村まで徒歩で通勤したといわれている³¹⁾。

西野惣吉は、1877（明治10）年10月24日、板野郡奥野村（現藍住町）に生まれ旧姓は喜田で、1900（明治33）年3月に徳島県師範学校を卒業後、板野郡第二上板高等小学校訓導となった。1904（明治37）年には休職して東京帝国大学農科大学附設の農業教員養成所に入所、翌年修了して広島県比婆郡八幡農業補習学校に勤務した³²⁾。ついで1906（明治39）年9月に徳島県板野郡立蚕業学校に転勤した。同校は1908（明治41）年3月甲種程度の農業学校となり、1913（大正2）年度からは郡立農蚕学校と改称して乙種程度の実業女学校を附設（1925年に甲種程度となり独立）した。西野は就任から20年の長きにわたりこの学校に勤務し、生徒の指導や学校経営に中心的な役割を果たしている。同校の学校史は、当時の西野惣吉の役割について以下のように特筆している。

「生徒訓育面では、質実剛健、勤勉力行、困苦欠乏などの精神と行動が重んぜられ、農蚕生徒の伝統的気風を生んだ。訓育面で西野惣吉先生の役割は大きく、先生の謹厳実直で熱意のこもった指導は、全校生徒に多大の影響を与えた。先生は全生徒と卒業生に慈父の如く慕われ、学校の象徴的存在とさえなった。」³³⁾ また、西野が松茂に去ったあと、当時の卒業生達は西野の胸像を坂西農蚕学校の校舎本館前に建立した。その点について学校史は次のように記している。「創立以来親爺として慈父のごとく慕われていた西野惣吉先生も松茂の公民学校長に転勤された（大正十五年）当時の卒業生たちは相誇り今二宮といわれていた先生の徳

を慕って昭和三年一〇月、今の板野町役場に位置した校舎本館前に胸像を建立して先生を顕彰した。」³⁴⁾

当時の生徒の回想によると、担当科目は、「土壤、肥料、農業経済、普通作物と多岐に亘って」おり、授業は「先生独特の熱のこもった重厚な」もので、「生徒監あるいは舍監として精神指導」³⁵⁾に熱心で、つねに生徒から「恐れられ」³⁶⁾たということである。

(2) 西野の実業補習学校改革案

西野惣吉は1926（大正15）年6月の『松茂村報』（第12号）に就任挨拶を載せている。そこで、農村の実業補習学校を「村の相続者」の教育を行う機関であると位置づけ、実業補習学校は、「小学校の普通教育の智識」を「実際に職業に応用させ」、「公民としての生活に活用」させるよう「指導誘掖」するための教育機関であると性格づけている。また、小学校8年間の教育によって「作った仏に魂を入れる最後の仕上場所」とも述べている³⁷⁾。実業補習学校を、村内の一連の教育体系における完成段階と考えていたのであった。この実業補習教育観は三木村長の構想とまったく一致していた。

三木村長は西野を校長を迎えると同時に、まず村内を調査した上で実業補習学校改革の具体案を提出するよう求めた。その結果、半年ほど経て、西野はその案を提出したが、そこには、実業補習学校を村内男女青年を対象とする「一種の農村中等学校」として改革する計画が提案されていた。まずその理念について見てみよう。

「将来此村を相続して村の中堅者となるには男女共に其能力に於て少くも今日の中等教育終了者と同等以上で然かも其精神陶冶に於て純真なる農村氣概に富みて生産に対する相当の智識技能を有し之に対して趣味を持ち進取的に愉快に一家と一村の経理に任ずる人たらしめねばならぬ此意味において補習学校の内容は正しく一種の農村中等学校でならねばならぬのであります」³⁸⁾

さらにつけ加えて、甲種農業学校や高等女学校としなかった理由について、第一に、そうした場合、「法規上種々の拘束」があり、経費も多額になること、第二に、生徒の出席について規定が厳しく「地方産業の繁閑と呼応する適当の運用」ができないこと、第三に、中等教育制度では比較的低年齢で卒業するが、「公民的経済的学科」を「理解し趣味を有して自発的に真剣」に学ぶようになるのはより高い年齢になってからであること、などをあげ、「名よりも実を取つて最運用自在な補習学校の組織」とするのが「賢明の策」だと考えたと述べている。柔軟な制度運用が可能な実業補習学校制度を活用して、松茂村に最適な「一種の農村中等学校」を創設することが「賢明」だと判断したのであった。

そのため、この学校は、農繁期に長期休業を取り入れる一方、修業年限を比較的長くすること、「実業学校的使命」を果たすためにも小学校から独立して設置することとしている。男子も女子も原則として高等小学校卒業を入学資格としているが、男子部と女子部では制度がやや異なっている。男子部は修業年限3年で、第1学年のみ農繁期以外は週日授業を行うこととしているが、第2・3学年は週2日のみ授業日としている。女子は第2学年までとし、各学年週日授業日となっている。その理由としては、女子は「婚期の関係」から修業年限を短くする必要がある一方、裁縫・家事といった技能の習得に時間のかかる教育内容があることをあげている。当時の農村の事情に密接に適応した教育制度が考慮されていたのであった。

また高等小学校に進まない女子に対しては「速成科」を設置して、農閑期に裁縫を専修させることとしている。さらに「本科」の上には「研究科」を置き、男子は毎週1日だけ出席して特定事項を研究させ、あわせて青年訓練所の訓練を行うこと、女子には農閑期に裁縫、手芸を教授している。男女各学年の教科目は修身公民、国漢、数学、理科、英語、体操、経済、農業、裁縫、家事となっており、ここには歴史地理は含まれていないが、備考に「学外講師に嘱託して一定期間受講せしむ」とあり、また男子の「体操は主として教練を課す」としている³⁹⁾。

(3) 公民学校、済美女学校の発足

この西野校長の構想に従って、いよいよ 1927（昭和 2）年 4 月から村費 2,540 円をかけて、松茂村の実業補習学校は、学則改正および施設の充実をはかり、名称を男子部は松茂公民学校、女子部は松茂済美女学校と称することとなった⁴⁰⁾。当時、実業補習学校規程（1921 年文部省令）では、この規程に基づく実業補習学校は原則として補習学校と称することとしていたが、それ以外の名称を使うことも法的に認められていた。そこで、補習学校という呼称がいわゆる傍系的・付隨的なイメージをもっていたことから、昼間通年制のものや、専任校長を持つものなどは、この規定を適用して学校名を公民学校などと呼称するものが多く出現した。

松茂公民学校は高等小学校卒業者を入学資格とする本科 3 年とその上の研究科 3 年があり、済美女学校は同じく高等小学校卒業者を入学させる初等科とその上の高等科 2 年と、さらに研究科を擁していた。県当局としても、これらが公民学校という名称を付すことに異論はなかったようである。村民も公民学校と称することに誇りを感じていたと考えられる。しかしこれだけの学校であったが授業料はこれまで通り無償であった。

(4) 高等小学校の廃止

三木正三郎村長は、村長就任以前から学校制度について一つの強い思いがあったといわれる。高等小学校の問題である。高等小学校改革の課題は、義務教育年限延長や実業補習学校との関連を含め、当時官民を挙げて盛んに議論されていた。そうしたなかで、第一次若槻礼次郎内閣（1926 年 1 月～1927 年 4 月）の岡田良平文相が主導して、高等小学校改革について、1926（大正 15）年 4 月の小学校令中改正という形で決着がついた。すなわち、高等小学校での、実業科の必設必修化および教科担任制の一部導入、師範学校専攻科における高等小学校教員の養成などであった。高等小学校を従来の初等教育の枠内から解き放し、大衆的な中等教育の萌芽をもたらしたものといえるが、義務教育後の諸学校の制度改変にまでは及ばない不徹底なものであった⁴¹⁾。

三木は、政府の改革案が決定するまで意見を公にすることを控えていたが、ここに至って、松茂村独自の改革として、高等小学校を廃止してその内容と機能を公民学校・済美女学校に統合することを計画した。それは西野惣吉の意見とも一致していた。三木村長は西野校長に意見を求めたが、西野は「今日の高等小学校を通して、教育の地方化、実際化を図るよりも、むしろ高等小学校を補習教育の体系内に入れ、学校の空気を一新して、その実効をあげるに如かず」⁴²⁾ と答えている。

当時、野口援太郎（帝国教育会理事）などが、高等小学校を尋常小学校と切り離し、地域に応じた教育課程を充実させ、いわば「民衆の中等教育」⁴³⁾ として改革しようとする構想を提案していた。野口は高等小学校を改革のベースとすることを論じ、松茂村は高等小学校の廃止、公民学校の設置という方向を選択した。双方の手法は正反対であったが、将来直接社会にでる大多数の男女青年に対して、初等教育とは異なる生活や職業に即した水準の高い教育を与えるという本質的な点では、双方は軌を一にするものであったといえる。

この時期、全国的に、高等小学校を尋常科から分離して単独設置することを通して、高等小学校段階の教育の独自性を一層強くしようとする自治体がみられたが、他方では、実業補習学校を充実させながら高等小学校を廃止ないし募集停止にする事例もあちこちで見られた。前者は都市部に、後者は農村部に比較的多く見られた。その理由としては、自治体財政の観点からのものもあったが、教育論として積極的な意味を持つのは、地域に即した独自の青年教育を実現しようとするものであった。実業補習学校の方が法的な縛りも少なく柔軟であったため、地域独自の教育施策の余地が大きかったのもその理由であった⁴⁴⁾。

村立松茂尋常高等小学校高等科の廃止は、1928（昭和3）年3月13日に村会で決議され、同月30日付で徳島県知事の認可を受けた。また、同時に松茂公民学校と松茂済美女学校の学則を改正し組織改編を実施した。この点について、三木村長は『松茂村報』（第20号・1928年4月30日）で以下のように説明している。

「申す迄もなく此高等小学校の廃止は全然同教育の廃止を意味する訳ではなく其内容を改善して之を公民学校に併合するを目的とするのであります斯くて本村教育は此改造と共に左の整然たるたる系統に依て行はるゝことゝなつたのであります。」⁴⁵⁾

こう述べた後で、幼稚園<1か年>—義務教育・尋常小学校<6か年>—公民学校（または女学校）<前期2か年・後期2か年>と連続する学校系統図を示している。この三木の示す学校体系の構想が、彼がかつて留学したアメリカ合衆国の6・3・3制（ジュニア・ハイスクールの創設）の影響を受けたものかどうかは、限られた史料の中からは判断できないが、この体系は、戦後日本の6・3・3制と制度原理と同じくするものである。学校体系としては連続したラダーシステムを志向し、教育理念としては地域に根差した教育の実現を目指していたからである⁴⁶⁾。三木はこの改革が画期的なものであることを次のように述べている。

「私は此改造に対し非常なる責任を感じますそは此種の教育は未だ本県に於見ざる試みであつて是が正否は補習教育の将来に至大の関係を有するからであります従つて私は（中略）独り本村の為のみ大にしては国家の為め其健全なる発達を祈つて已まない次第であります。」⁴⁷⁾

（5）公民学校・済美女学校の改革

高等小学校の廃止に伴って公民学校・済美女学校は大きく改変された。まず、男女共に尋常小学校卒業を入学資格とする4年制の本科（昼間通年制で前後期2年ごとに区分）とその上に男子4年・女子2年の研究科が設置された。本科前期は従来の高等小学校に準じた教育を行い、研究科（随時教育・訓練を実施）は青年訓練所を充當した課程とした。このため松茂青年訓練所は廃止され、成人となるまでの村民の教育を小学校と公民学校・済美学校で一貫して実施するようにしたのであった。男女共に下から続く制度とし、児童期と青年期の教育が連続的に一貫することを目指したのであった。これはいわば戦後日本の学校制度改革を先取りしたものといつてよいであろう。

この改革の趣旨について、西野惣吉校長は『松茂村報』（第20号・1928年4月30日）で、以下のように述べている。

「本村の教育制度の改正が行はれて従来高等小学校に収容せられて居た男女生徒の全部が公民済美的両校に入学することになりました。（中略）大体改正せられた趣旨の大要は本村の男女の総てに極めて平易に中等教育を授けてしかも真面目に喜んで働くと云ふ人に致したいといふことにある（中略）男は中学四年の修了者女は四年程度の高等女学校を卒業したのと同じ程度の教育を受けるのでありますけれども此学校は卒業してから更に高等の学校に入学する予備教育を施すのではなく之で一人前の人間に仕上げると云ふことが主眼であるから其の教育の仕方は中学校や高等女学校とは大分違つて来ます即ち中等教育を受くると同時に農村のことを心得仕事をすると云ふことを好む様に又女は家事裁縫の様な方面を十分に充実して此学校を卒業すると普通の裁縫学校を卒業したと同等以上の技能を有するものに仕上げると云ふ仕組みになるのであります」⁴⁸⁾

基本的に中等教育に準じた内容としながらも、農村の教育要求に即した完成教育とすることを目指している。そこには、「一人前の人間に仕上げる」ことを等閑にし、「高等の学校に入学する予備教育を施す」ことに奔走している当時の中等教育への批判が含意されていた。なお、前後期2年ごとに修業年限を分けたの

は、4年間の就学が不可能な者がいることや、前期2年を「男女共大体高等小学校の教課を土台として教育する」ためであるとしている。また、そのために前期2年修了後に中等学校へ進学することにも「何等不便はない」と明言している。前後期2年ごとに分割したのは高等小学校制度との整合性をつけるためであったのである。

さらに上級課程として研究科を設置していた。研究科は、本科の上の4年間の課程で、男子は公民学校教師が「生徒の各家庭に就き農事に関する実地の指導」を行うこととし、農閑期には生徒が「時々学校に出席して修身公民科教練の指導を受けて青年訓練所の課程」を実施することとしている。女子についてはもっぱら「裁縫手芸等を研究」させることとしている⁴⁹⁾。

なお、家庭の事情などで本科入学が不可能な者については、専修科を設け、農閑期のみ出席して学ぶこと、裁縫だけ専修することも許している⁵⁰⁾。総じて、教育の機会均等を配慮しつつ村民各階層の教育要求を見据えた制度となっていることが注目される。まさに農村に根ざした青年教育を創造する下からの改革といえよう。

以上、三木正三郎の村政改革と実業補習学校改革（公民学校・済美女学校の設立）について論じたが、紙数の関係で、この公民学校・済美女学校の実態や中等教育との関係、さらに全村教育の主軸としての公民学校の特質、さらに第二次大戦後に至る経緯については、稿を改めて本論叢の次号に掲載することとする。

注

- 1) 和田傳の『日本の村長』鶴書房、1943年。
- 2) 松下師一『学校教員向け社会科教材ヒント集 まつしげ Q&A』松茂町歴史民俗資料調査会編、松茂町歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館発行、2005年3月、pp.59-61。
- 3) 松茂町誌編纂委員会編著『松茂町誌』松茂町誌編纂室、上巻（1975年4月）中巻（1976年7月）下巻（1976年10月）続編（1987年3月）、による。
- 4) 前掲『まつしげ Q&A』p.65。
- 5) 前掲『松茂町誌』上巻および続編による。
- 6) 『令和2年：徳島県統計書』 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/statistics/sougou/yearbooks/>
- 7) 松茂町役場ホームページ <https://www.town.matsushige.tokushima.jp/>
- 8) 前掲『日本の村長』の「後記」および前掲『松茂町誌』中巻、p.478-480、による。
- 9) 公益財団法人渋沢栄一記念財団情報資源センター「渋沢社史データベース」<https://shashi.shibusawa.or.jp/> の（株）阿波銀行『阿波銀行七十年小史』1967.12による。
- 10) 前掲『松茂町誌』下巻、p.363
- 11) 前掲『松茂町誌』続編、p.632。
- 12) 前掲『松茂町誌』下巻、p.363
- 13) 三木正三郎編輯発行『松茂村報』第1号、1924年3月。『松茂村報』は、松茂町歴史民俗資料館蔵（故岩村武勇旧蔵）で、1924年3月創刊号～1941年9月＜戦時用紙統制のため終刊＞まで全137号と号外がある。この資料調査に際しては、松茂町歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館学芸員菅野将史氏、元学芸員（現・松茂町総務課）松下師一氏にお世話になった。
- 14) 前掲『まつしげ Q&A』p.60。
- 15) 『松茂村報』第1号、1924年3月。
- 16) 同上第6号 1924年12月。
- 17) 村長三木正三郎「村委会議員諸氏を送る」『松茂村報』第9号、1925年8月。
- 18) 村長三木正三郎「大正十四年度予算について」『松茂村報』第7号、1926年3月。

- 19) 20) 21) 村長三木正三郎「青年補習教育について」『松茂村報』第7号、1925年3月。
- 22) 村長三木正三郎「大正十五年度予算について」『松茂村報』第11号、1926年3月。
- 23) 徳島県教育会編『徳島県教育沿革史・続編』1959年、p.163。
- 24) 『松茂村報』第16号、1927年6月の「学事」の「託児所」の統計による。
- 25) 前掲『松茂町誌』中巻、p.41。
- 26) 27) 28) 村長三木正三郎「二十五年後の松茂村を夢見つゝ」『松茂村報』第14号、1926年12月。
- 29) 『松茂村報』第12号、1926年6月の「学事」の記事。
- 30) 31) 32) 前掲『松茂町誌』下巻、p.362。
- 33) 板野高校七十年史編集委員会編『板野高校七十年史』県立板野高等学校発行、1976年、p.35。
- 34) 同上書 p.71。
- 35) 同上書 p.52。
- 36) 同上書 p.65。
- 37) 松茂農業補習学校長西野惣吉「就任のご挨拶に更へて」『松茂村報』第12号、1926年6月。
- 38) 39) 松茂農業補習学校長西野惣吉「本村補習学校について」『松茂村報』第13号、1926年12月。
- 40) 村長三木正三郎「昭和二年度本村予算について」『松茂村報』第15号、1927年4月。
- 41) この点は、拙著『高等小学校制度史研究』(1993年、法律文化社)で、詳しく論じた。
- 42) 前掲『松茂町誌』中巻、p.438。
- 43) 野口援太郎『高等小学校の研究』帝国教育会、1926年、p.121。この書の結論は以下の5項目である。
 「第一、高等小学校の年齢はすでに青年前期に入りたるを以て、これに適した教育法を取るべきこと
 第二、青年期に適した教育の中心は教科担任制度で、所謂中等教育に属すること
 第三、高等小学校の児童は国民の大部分を含むこと
 第四、高等小学校の児童は大体に於て上級の学校に進入しないで、卒業後直ちに職業に従事しあるいは家事を助くるものなるを以つて、その教育は生活の実際的方面に重きを置くべきこと
 第五、生活の実際方面に重きを置かんが為には、これに対する興味を十分に喚起するを以つて主とすべく、所謂職業準備教育時代 (Prevocational Education) と名づけられるもので、純然たる職業教育ではない」(pp.359-360)
- 44) 高等小学校を廃止して実業補習学校一本化した一例としては、埼玉県南埼玉郡潮止村の潮止自治学校（1922年発足）がある。潮止自治学校については、森川輝紀『大正自由教育と経済恐慌』(三元社、1997年)が詳しい。
- 45) 「村教育系統の改善（高等小学校の廃止）」『松茂村報』第20号、1928年4月30日。
- 46) 拙著「教育の機会均等と六・三・三制五〇年」日本教育法学会編『教育基本法五〇年—その総括と展望—日本教育法学会年報』第27号（1998年10月）では、戦後日本の六・三・三制を学校制度の全体的な構造としてとらえ、その制度理念の二つの柱を、ラダーシステムにあらわされた教育の機会均等と教育の地方自治を実現した教育の分権化として位置づけた。
- 47) 前掲「村教育系統の改善（高等小学校の廃止）」。
- 48) 49) 50) 西野校長「公民済美両校内容の大要」『松茂村報』第20号・1928年4月30日。